

令和3年度東北大学「介護等の体験」実施要項

1. 「介護等の体験」について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」等が平成10年4月1日から施行されたことに伴い、平成10年度以降に学部・大学院及び科目等履修生として入学した者で中学校普通免許状を取得しようとする者は、「介護等の体験」を義務づけられた。同法律の制定の趣旨は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質の向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、障害者(児)、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講じるために制定されたものである。

2. 令和3年度「介護等の体験」該当者

2019年度（またはそれ以前）学部入学者

平成10年4月以降に新たに大学院及び科目等履修生として入学した者

3. 実施施設・学校等、実施期間

実施主体	実施施設・学校等	実施期間：令和3年度 後期実施分 令和3年10月～令和4年2月（予定）	
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	社会福祉施設(保健所等を除く) その他の施設(老人保健施設、指定国立療養所 等)	原則として、月～金曜日の 連続した5日間	計7 日間
宮城県教育委員会 仙台市教育委員会	特別支援学校	月～金曜日の連続した2日間	

4. 「介護等の体験」の実施内容

- (1) 障害者(児)、高齢者に対する介護、介助
- (2) 障害者(児)、高齢者の話し相手
- (3) 散歩の付き添いなどの交流等の体験
- (4) レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- (5) 受入施設等の職員に必要とされる業務の補助等

5. 証明書の発行

「介護等の体験」を終了した者には、受入施設・学校等から「介護等の体験」を終了したことの証明書が発行される。

6. 「介護等の体験」の費用

- (1) 社会福祉施設等における費用は、5日間で **10,000 円** とする。

※下記の七十七銀行の指定口座へ振り込むこと。振り込みに係る手数料は申込者負担とする。

【振込先】

七十七銀行 本店営業部 普通 5053135
(0125) (100)

口座名義 こくりつだいがくほうじんとうほくだいがく 国立大学法人東北大学 (介護等体験) かわうちみなみきんぱすじむせんたー 川内南キャンパス事務センター

すいとうせきにしや 出納責任者 けいりがかりちやう 経理係長 こんどうたかし 近藤 崇

- (2) 特別支援学校における費用は徴収しない。ただし、遠足等の行事に係る実費が必要となる場合がある。

7. 「介護等の体験」に伴う保険

「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応するため、**学生教育研究災害傷害保険**（保険料は学部・研究科によって異なる）及び**学生教育研究賠償責任保険**（保険料は1年間で340円）の両方に加入すること。なお、加入手続きは教育・学生支援部学生支援課生活支援係において行うこと。

引き続き、次年度（4年次）に教育実習へ行く学生については、教育実習終了期間も含めた期間（2年間）の保険加入をしておくこと。

8. 「介護等の体験」を行うための事前指導

令和3年8月27日（金）午後に、事前指導を実施（1回限り）するので必ず受講すること（詳細が決定しだいあらためて掲示する）。なお、事前指導に欠席した者は、いかなる理由であっても「介護等の体験」を受けることができないので留意すること。（全国社会福祉協議会出版部発行の『よくわかる社会福祉施設』を事前指導時のガイドブックとして各自購入のうえ事前指導時に持参してもらう予定。詳細は後日掲示する。）

※「数学科教育法Ⅱ」（8/24-8/27）受講学生については別途事前指導の受講方法を周知します。詳細は後日所属部局教務係よりお知らせします。

9. 「介護等の体験」の申込み

【提出書類1】

下記(1)~(3)について、**令和3年5月28日（金）**まで、所属学部・研究科の教務係へ提出すること。

- (1) 社会福祉施設等における「介護等の体験」申込書【様式2】 ※社会福祉施設へ送付するので丁寧に書くこと。
- (2) 社会福祉施設等における「介護等の体験」個人調査【様式3】 ※社会福祉施設へ送付するので丁寧に書くこと。
- (3) 特別支援学校における「介護等の体験」申込書

【提出書類2】

【提出書類1】を5月28日（金）までに提出した者は、下記(4)~(7)について、**令和3年7月2日（金）**まで所属学部・研究科の教務係へ提出すること。

- (4) 健康診断書 （令和3年4月以降に受診したもの）

※大学の健康診断が間に合わない場合には一般の医療機関で受診したものでも可。

- (5) 学生教育研究災害傷害保険料振込領収書のコピー（A4判）
- (6) 学生教育研究賠償責任保険加入者証のコピー（A4判）

(5)(6)については、教育・学生総合支援センター3番窓口で発行される「学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書」でも可。3番窓口での申し込みが出来ない場合には、東北大学教育学生支援部・学生支援課生活支援係へメール（sta-ryo@grp.tohoku.ac.jp）での申し込み又は、郵送（〒980-8576 仙台市青葉区川内41番）での申し込みをお願いします。余裕をもって準備してください。）

- (7) 「介護等の体験」費用（10,000円）のご利用明細票の写し

※別紙用紙の枠内にご利用明細票の写しを糊づけして提出すること。

教務係での現金による申し込みは受付けないので、必ず七十七銀行で振り込むこと。
（振込に係る手数料は、申込者負担とする。）

10. その他

- (1) 「介護等の体験」に関することは、すべて所属学部・研究科の教務係を通して周知するので留意すること。また、不明な点については、所属学部・研究科の教務係へ問い合わせること。
- (2) 申し込み後の辞退は、受入施設・学校等に対し多大な迷惑を及ぼすので、責任ある申し込みを行うこと。また、希望する体験期間、施設及び地域の選定にあたっては、授業日程や大学院入学試験等の時期を十分に考慮すること。
特に特別支援学校の場合、希望する申込内容に添えないことがある。(特に、10月～11月の仙台市内での実習)
- (3) 体験費用を支払う際には、**七十七銀行の指定口座へ振り込むこと。振り込みに係る手数料は申込者負担とする。**
既納の「介護等の体験」費用については、返却しない。
- (4) **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、介護等の体験実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う**と共に感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、感染防止に努めること。家族等に感染が確認されるなど、濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は介護等の体験への参加を見送ることになるので、事実が確認された場合には、速やかに所属学部・研究科の教務係に連絡すること。(事前指導の際にあらためて指示する)
- (5) 麻疹(はしか)に罹患したことのない学生は、各自の体験実習開始前までに各医療機関で抗体検査やワクチン接種を受けるなどして、期間中に感染しない(させない)よう、予防策を各自が講じること。必要な措置を取らなかった場合には実習に行けない場合もあるので注意すること。(事前指導の際にあらためて指示する)
- (6) 社会福祉施設の申込にあたっては、『宮城県社会福祉施設等一覧』
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/ichiran.html> を参考にすると良い。